

令和8年 第1回(定例)国富町議会会議録(第4日)

令和8年3月17日(火曜日)

議事日程(第4号)及び本日の会議に付した事件

令和8年3月17日 午前9時30分開会

日程 番号	議案等番号	付 議 事 件	備 考
1	議案第3号	令和8年度国富町一般会計予算について	委員長報告 質疑・討論・採決
2	議案第4号	令和8年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計予算について	
3	議案第5号	令和8年度国富町国民健康保険事業特別会計予算について	
4	議案第6号	令和8年度国富町後期高齢者医療特別会計予算について	
5	議案第7号	令和8年度国富町介護保険特別会計予算について	
6	議案第8号	令和8年度国富町水道事業会計予算について	
7	議案第9号	令和8年度国富町下水道事業会計予算について	
8	議案第10号	国富町営住宅等整備基金条例の制定について	質疑・討論・採決
9	議案第11号	国富町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	
10	議案第12号	国富町運動公園、球技場及び運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	
11	議案第13号	国富町商工振興会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	
12	議案第14号	国富町消防団条例の一部を改正する条例について	
13	議案第15号	国富町総合福祉センターの指定管理者の指定について	
14	議案第16号	国富町亀の甲集会施設の指定管理者の指定について	
15	議案第17号	国富町落花生加工施設の指定管理者の指定について	
16	議案第18号	国富町せんぎり大根集出荷貯蔵施設の指定管理者の指定について	
17	議案第19号	国富町スイートコーン集出荷施設の指定管理者の指定について	
18	議案第20号	国富町ニラ集出荷施設の指定管理者の指定について	

日程 番号	議案等番号	付 議 事 件	備 考
19	議案第21号	国富町花き冷蔵施設の指定管理者の指定について	質疑・討論・採決
20	議案第22号	国富町商工振興会館の指定管理者の指定について	
21	議案第23号	財産の処分(宮崎西警察署(仮称)庁舎建設事業に係る土地売却)について	
22	議案第25号	令和7年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計補正予算(第2号)について	
23	議案第26号	令和7年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	
24	議案第27号	令和7年度国富町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	
25	議案第28号	令和7年度国富町介護保険特別会計補正予算(第3号)について	
26	同意第1号	監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて	
27	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	
28	発議第1号	中山間地域再生を国家プロジェクトとして求める意見書	
29	議案第29号	工事請負契約[令和7年度旧中央体育館解体工事]の締結について	提案理由説明 質疑・討論・採決
30	発議第2号	国富町議会会議規則の一部を改正する規則について	
31		議員派遣の件について	
32		総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について	継続審査・調査
33		文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について	
34		議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について	

出席議員（13名）

- | | |
|--------------|-------------|
| 1 番 井戸川 紀代子君 | 2 番 郡 一覚君 |
| 3 番 竹田 貫紀君 | 4 番 石山 和真君 |
| 5 番 中村 繁樹君 | 6 番 日高 英敏君 |
| 7 番 山内 千秋君 | 8 番 武田 幹夫君 |
| 9 番 渡邊 静男君 | 10 番 河野 憲次君 |
| 11 番 谷口 勝君 | 12 番 近藤 智子君 |
| 13 番 穂寄 満弘君 | |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 横山 寿彦君 主幹兼議事調査係長 日高 雄二君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	日高 利夫君	副町長	……………	横山 秀樹君
教育長	……………	荒木 幸一君	総務課長	……………	坂本 透君
企画政策課長	……………	山下 玲君	財政課長	……………	境田 伸一君
税務課長	……………	長友 正登志君	町民生活課長	……………	前田 耕作君
福祉課長	……………	津留 慎義君	保健介護課長	……………	横山 香代君
農林振興課長	……………	春元賢一郎君	農地整備課長	……………	長友 寿隆君
都市建設課長	……………	木下 輝彦君	上下水道課長	……………	佐藤 利明君
会計管理者兼会計課長	……………			……………	日高 佑二君
教育総務課長	……………	三好 秀敏君	社会教育課長	……………	桑畑 武美君
学校給食共同調理場所長	……………			……………	尾上 光君
		監査委員	……………	山口 孝君	

【午前9時30分 開議】

【○議長（穂寄 満弘君）】 おはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。桜のつぼみが膨らむ中、早期水稻の準備が進んでいます。県南地域ではすでに田植えが行われ、ゆっくりと春が進んでいく、そんなのどかな風景が広がる一方で、世界では緊張が高まっています。イランをめぐる情勢が緊迫し、中東全体を巻き込む大規模な軍事衝突に発展しており、世界中の国々が原油価格の高騰・景気の悪化等大きく世界経済に影響を及ぼしています。どれだけ平凡な日常が大切なのかと考えさせられます。一日も早く戦争が集結することを願います。さて、令和8年度予算につきましては、6日間にわたり、総務厚生・文教産業の各常任委員会において慎重に審査いただきました。その審査内容は、後ほど両委員長からご報告いただきたいと思います。

ところで、3月は、卒業や退職など「別れ」の時期となります。「会うは別れの初め」と

という言葉があります。本来は「出会った時から別れは始まっている」という無常観を表す言葉ですが、現代では「別れが新しい縁、出会いの始まり」という前向きな考えもあります。昨日は中学校の卒業式に参加しました。卒業生の皆さんのこれからの期待、希望にむけた輝いた目に頼もしさを感じさせられました。彼らのこれからの活躍、出会いに期待したいと思います。そして、職員におかれましては、上下水道課の佐藤利明課長、学校給食共同調理場の尾上光所長が、課長職・所長職を解かれると伺っております。それぞれ入庁以来、町民福祉の向上のため、余すところなく力量を発揮され、ご尽力を賜りました。その間、一般質問や予算審査、決算審査等とおしまして、切磋琢磨していただきましたことに深く感謝を申し上げます。

2人には、健康にご留意いただきながら、これまで蓄積されましたご経験を十分に活かされ、これからもご活躍されますよう、ご祈念申し上げます。

長い間、誠にお疲れ様でございました。以上、開会前のご挨拶といたします。

日程第1. 議案第3号～日程第7. 議案第9号

【○議長（穂寄 満弘君）】 ただ今の出席議員数は、13名です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

日程第1、議案第3号 令和8年度国富町一般会計予算について

日程第2、議案第4号 令和8年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計予算について

日程第3、議案第5号 令和8年度国富町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第4、議案第6号 令和8年度国富町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第5、議案第7号 令和8年度国富町介護保険特別会計予算について

日程第6、議案第8号 令和8年度国富町水道事業会計予算について

日程第7、議案第9号 令和8年度国富町下水道事業会計予算について

の7件を、一括して議題とします。これから、各常任委員会の審査報告を求めます。

最初に、総務厚生常任委員会の審査報告を求めます。

総務厚生常任委員会委員長、中村繁樹君。（9時33分から9時50分まで）

【○総務厚生常任委員会委員長（5番 中村 繁樹君）】 ただ今議題となりました議案第3号「令和8年度国富町一般会計予算」のうち、総務厚生常任委員会の所管する部門、議案第5号「令和8年度国富町国民健康保険事業特別会計予算」、議案第6号「令和8年度国富町後期高齢者医療特別会計予算」及び議案第7号「令和8年度国富町介護保険特別会計予算」の4件について、審査の経過及び結果を報告いたします。本委員会は、所管する部門における執行部からの説明を受け、現地審査を含めて慎重に審査を行いました。

以下、審査の概要について議論された事項の中から、主なものを簡潔に報告いたします。

初めに、総務課について報告いたします。

自動車購入費682万3千円について質したところ、現公用車1号車は平成25年7月に購入され、12年が経過し、修理の頻度が増加していること、7月に車検満了を迎えることから更新を行うもので、車種についてはトヨタ・アルファードを選定し、選定理由としては大人数での移動や車内での打合せが可能であり、大規模災害時には臨時的な執務スペースとして活用できるなど多様な用途への対応や安全性能を考慮したとのことでした。

また、導入方法については、総額を抑える観点からリースではなく一括購入とし、現車両については下取り処分を予定しているとのことでありました。

委員からは、厳しい財政状況の中にあって、町民感情への配慮も重要であり、公用車の在り方や活用方法については、より幅広い視点から検討すべきではないかとの意見も出されました。

また、県内の自治体の中には同車種の公用車を土日祝日にカーシェアリング事業として町民に貸出すなど、資産の有効活用を図っている事例もあることから、今後の公用車運用の参考として検討してはどうかとの意見も示されました。

本委員会と致しましては、今回の更新の必要性について一定の理解も示しつつも、今後においては公用車の効率的な運用や町民サービス向上に繋がる活用方法について引き続き検討されることを要望致しました。

次に、総合戦略課について報告いたします。

まず、「地域おこし協力隊採用支援業務委託料」346万5千円と「お試し地域おこし協力隊運營業務委託料」99万円について質したところ、どちらも新規事業であり、地域おこし協力隊は、都市部から地方へ住所を移し、定住の促進と地域活性化、担い手不足の解消などを目的とするものであり、国富町では今まで採用実績がないため、専門業者へ募集からお試し地域おこし協力隊の運營業務までを一貫して委託し、マッチング率と定着率の向上を図るとの説明でありました。

現在のところ、町のPRや観光分野・健康長寿の分野・農業分野での募集を計画しており、地域おこし協力隊募集に係る経費、お試し地域おこし協力隊に係る経費は、それぞれ特別交付税の対象となるとのことでした。

委員会としても、国富町のPRや観光、健康長寿、農業分野など本町の特色を生かした人材が来て頂けることを期待しており、ぜひ将来的な定住や地域の担い手に繋がるよう、丁寧な受け入れ態勢づくりにも努めて頂きたいと要望致しました。

次に、「物価高騰対応商品券配布事業」について質したところ、4月から順次配布を予定

しており、世帯数が9,000世帯に及ぶため、全世帯配布完了までに1カ月を想定しているという説明でありました。ゆうパックによる対面配布となり、不在の場合は、不在票に基づき再配達か国富郵便局での受け取りになるとのことでした。受け取りがされなかった商品券は、5月中旬をめどに役場へ返送され、商品券の使用期限の9月末までは役場での受け取りが可能とのことであり、商品券は換金されて初めて交付金の対象となるとのことでした。

委員会としては、9,000世帯という大変な業務になるものと推察致し、町民の皆様確実に届き、しっかりと利用して頂くことで地域経済の下支えにも繋がると思いますので、丁寧な対応をお願い致しました。

次に、財政課について報告いたします。

公園用地購入費82万円について質したところ、現在100台ある駐車場に新たに夏場のじゃぶんこ広場利用者の利便性向上を図るため購入するとのこと、用地購入費のみの予算であり、工事費は含まれていないとのことでした。

委員会としては、公園は本町を代表する自然豊かな交流拠点であり、多くの方が訪れる場所でもあるので、駐車場整備だけにとどまらず、イベントや体験型の企画などの工夫にも取り組むよう要望いたしました。

次に、税務課について報告いたします。

まず、固定資産税の償却資産税の大幅増収の要因について質したところ、町内の半導体製造業者が令和7年に設備投資された約574億円分の償却資産と令和6年に取得したものの令和7年に使用可能となった約145億円分の償却資産について併せて申告されたとの説明であり、これらの設備投資による税額の増加が本町の固定資産税増収の大部分を占めているとの説明でありました。

次に、提出された申告内容について、実地調査を行っているか質したところ、半導体製造業者だけでも2千件を超える償却資産が存在するため、現状では実地調査は行っていないとの答弁でありました。続けて、半導体製造設備は耐用年数が5年と短く、経年減価による課税標準額の減少が早いことから、今回大幅な増収があったもの今後は慎重な財政運営が必要ではないかと質したところ、執行部からも半導体製造設備は太陽光発電設備などと比較しても減価の進みが早く、増収が長期的に安定するものではないとの認識が示されました。

また、償却資産は土地や家屋と比較すると景気や世界情勢の影響を受けやすく、不安定な財源であるとの見解も示され半導体製造業者については、現在、企業立地に関する奨励措置は受けていないものの、今後条件を満たした場合には減免措置が適用される可能性もあることから、税務課としては楽観視せず財政確保に努めていきたいとのことでした。

委員会からは、今回の大規模設備投資による増収は本町財政にとって大きな効果をもた

らすものであり歓迎すべきものである一方、半導体産業は景気や国際情勢の影響を受けやすく、また設備の耐用年数が短いことによる税収の変動も想定されることから、こうした税収については過度に依存することなく、今後の推移を注視しながら安定的な財政運営に努めていくよう要望いたしました。

次に、保健介護課について報告いたします。

まず、一般会計では、子宮がん検診と乳がん検診の一部の日程で同日受診を取り入れる新たな取組について質したところ、検診バス2台を配置することで同日検診が可能となり、令和8年2月末現在の同日受診申込者数は640名とのことでした。

委員会からは、これまで検査方法の違いから同時実施が困難であった事情について理解し、同日に受診できる体制が整うことで住民の利便性向上や受診機会の拡大に繋がることが期待され、業務の効率化にも繋がるとのことであり、今後も受診しやすい環境づくりを進めながら検診率向上と住民の健康づくりの推進に努めて頂きたいと要望いたしました。

次に、後期高齢者医療特別会計では、令和8年度の保険料改定内容について質したところ、後期高齢者医療保険料は2年ごとに見直しが行われる仕組みであり、今回の改定では医療保険分である基礎賦課額の見直しに加え、新たに子ども・子育て支援納付金分が追加されるとのことでした。基礎賦課額については、所得割額が所得割率10.08%、均等割額が56,300円となり、現行と比較して、均等割額が4,600円の増額になるとのことでした。

また、子ども・子育て支援納付金分については、所得割率0.25%、均等割額1,356円が新たに設定されるとのことでした。

次に、国民健康保険事業特別会計では、令和8年度から導入される子ども・子育て支援納付金の1人当たりの負担額について質したところ、実際の税額などについては6月の本算定において最終的に決定されるものの、当初予算における試算では1人当たりの年間調定額は3,178円程度を見込んでおり、国が示している試算である月額250円程度の水準になる見込みとのことでありました。

次に、介護保険特別会計では、シニア元気アップ運動教室推進事業費補助金1,045万円について質したところ、令和7年度に実施した認知予防教室「キララ」を発展させ、令和8年度は認知症予防に加え、虚弱な高齢者を対象としたフレイル予防の要素を組み合わせた教室「(仮称)きららプラス」を新たに実施するとのことです。宮崎大学医学部の協力を得て、教室参加前と終了後の効果測定や分析を行うことで事業の効果検証にも取り組む予定であるとのことでした。

委員会からは、高齢化が進む中で認知症予防とフレイル予防を組み合わせた取組は大変意義のある事業であり、大学と連携し効果測定を行うことで科学的な視点から事業の成果を検

証していく点について評価でき、本町の健康づくりと介護予防の推進に繋がる取組として発展させて欲しいと要望いたしました。

次に、福祉課について報告いたします。

まず、高齢者等配食サービス支援費735万3千円について質したところ、これまで社会福祉協議会が実施していた老人等給食サービス事業について、委託先であった事業所から辞退の申し出があったことを受け、委託事業から助成事業に内容を改めて令和8年度から町に所管を移していくとの説明でありました。福祉課が窓口となり民間配食事業者が配食する弁当1食につき300円を支援し、月曜から金曜までの週5回、1日1回を上限として支援を行う仕組みとのことでありました。

委員会からは、配食サービスは高齢者の栄養確保だけでなく見守りの役割も担う重要な事業であることから、事業者が変更となる中においても利用者が安心して継続利用できるよう配慮するとともに、今後も利用状況や利用者の声を踏まえながら安定したサービス提供に努めていただきたいと要望いたしました。

次に、子ども医療費システム改修委託料132万円について質したところ、現在、本町の子ども医療費助成制度の対象は中学生までとなっているが、令和9年度からは対象を高校生まで拡大する予定であり、その制度変更に対応するためのシステム改修費用であるとの説明でありました。

委員会からは制度開始にあたっては、町民への分かりやすい周知にも努めて欲しいと要望いたしました。

次に、町民生活課について報告いたします。

リチウム蓄電池等引取手数料3万9千円について質したところ、回収体制の充実を図ることにより、町へのリチウム蓄電池等の持込み増加が見込まれることから、破損や膨張した電池による爆発や火災を防ぐため、当面の間は町民生活課窓口への直接搬入により対応し、危険性の周知を図っていくとの説明でした。

また、一定程度周知が進んだ段階で町内の量販店などへの協力を呼びかけ複数個所への回収ボックス設置についても検討するとの事でした。

さらに、令和8年度からは、町で回収したリチウム蓄電池等を安全かつ適正に処理できる民間処理業者を選定し、処理体制の整備を図るとのことでした。

委員会からは安全確保を第一に、今後は町民が利用しやすい回収体制の整備について要望いたしました。

最後に、会計課について報告いたします。

廃棄物処理手数料10万円について質したところ、書庫整理の一環として廃棄物の処理を

行うものであり、2 t ダンプ 1 台分約 1, 750 kg を想定しているとのことでした。処理方法については溶解処理を予定しており、処分料は 1 kg あたり 44 円で見積もっており、この量で 1 年分の廃棄処理に対応できる見込みであるとのことでした。

委員会からは、書庫の整理は文書管理の適正化の観点からも重要であることから、今後も計画的な整理と適正な処理に努めるよう要望いたしました。

以上が予算審査の概要報告ですが、現地審査も含め、議案第 3 号「令和 8 年度国富町一般会計予算」のうち、本委員会の所管部門に関する事項、議案第 5 号「令和 8 年度国富町国民健康保険事業特別会計予算」、議案第 6 号「令和 8 年度国富町後期高齢者医療特別会計予」及び議案第 7 号「令和 8 年度国富町介護保険特別会計予算」についての 4 件は、それぞれの案件ごとに採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、本委員会の審査に当たり、ご協力いただきました関係職員の皆様にお礼を申し上げます。現在、世界情勢は依然として不安定であり、エネルギー価格や食料品価格の高騰など物価上昇の影響は町民生活にも大きく及んでおります。

また、国内においては少子高齢化の進行や社会保障費の増大など、地方自治体を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。その様な中、本町におきましては、子育て支援や高齢者福祉、地域活性化の取組など町民生活に直結する様々な施策が令和 8 年度予算に盛り込まれております。また、企業の設備投資による税収の動向や物価高騰への対応など今後の町政運営においても慎重な財政運営が求められるところであります。

依然として厳しい財政状況の中ではありますが、町民の負託にこたえる行政運営のため最小の経費で最大の効果が得られるよう職員の皆様のなお一層のご努力をお願い申し上げます。以上を持ちまして、総務厚生常任委員会の審査報告と致します。

【〇議長（穂寄 満弘君）】 次に、文教産業常任委員会の審査報告を求めます。

文教産業常任委員会委員長、日高英敏君。（9 時 51 分から 10 時 15 分まで）

【〇文教産業常任委員会委員長（6 番 日高 英敏君）】 ただいま議題となりました議案第 3 号「令和 8 年度国富町一般会計予算」のうち、文教産業常任委員会の所管する部門、議案第 4 号「令和 8 年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計予算」、議案第 8 号「令和 8 年度国富町水道事業会計予算」及び議案第 9 号「令和 8 年度国富町下水道事業会計予算」の 4 件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

本委員会は、所管する部門について執行部からの説明を受け、現地調査を含めて慎重に審査を行いました。

以下、審査の概要について、各課・所別に論議された事項より、主なものについて簡潔に

報告いたします。

最初に、教育総務課について報告いたします。

まず、夏休み学習教室について質したところ、学習意欲はあるが学習機会に恵まれない町内の小学5・6年生と中学1年生を対象に、大学生指導員による学校授業の補習指導を無料で行い、基礎学力の向上を図るものであるとのことでした。会場は改善センターの各会議室を使用し、各自が夏休みの宿題などを持ち寄り、わからない部分を教えてもらう形式で行うとのことでした。公平性の観点から八代校区と木脇校区からでも通いやすいように開催場所等工夫できないか要望しました。

次に、不登校児童生徒支援充実事業156万9千円について質したところ、学校に登校できているものの学級に入ることが難しい児童のための居場所の確保や不安・悩みの解消に向けて校内教育支援センター支援員を小学校に配置する予算として126万9千円、不登校児童生徒の子を持つ保護者に対する講演会の実施や不登校児童生徒の心身の健康保持と社会性やコミュニケーション力の育成を目指し、週1回の運動・レクリエーション教室を実施する予算として30万円を計上しているとのことでした。なお、校内教育支援センターは、本庄小学校内に設置し、支援員が直接学習支援や相談を行うため、教育に精通した者で、基本的に教員経験者である者を配置したいと考えているとのことでした。

また、校内教育支援センターを設置することにより、養護教諭等の負担が減り、子どもたちにとっても安心して過ごせる居場所が確保できるとのことでした。

次に、都市建設課について報告いたします。

まず、県河川改修事業負担金4,600万円の事業内容について質したところ、県により既設橋の岩下向橋の架け替えを行う事業であるとのことでした。令和8年度に解体・下部工工事、令和9年度に上部工工事、令和10年度に取付け道路の工事を行う予定であるとのことでした。

次に、かわまち広場の今後の利活用について質したところ、令和7年度で整備が完了し、令和8年4月から供用開始されることから、かわまち広場を検討してきた「本庄川かわまちづくり推進部会」において、グラウンドゴルフ協会が多目的広場を、商工会青年部が堤防側帯の桜堤周辺を利活用したいとの意見があったとのことでした。

また、「本庄川かわまちづくり推進部会」については、今後、事後評価の期間になることから、広場の利活用や花壇の植栽等を行っていただくため、解散は考えていないとのことでした。

次に、農地整備課について報告いたします。

まず、農地区画拡大推進事業の内容について質したところ、担い手の減少や高齢化が進行

する中、地域の中心となる経営体の育成と農業経営の規模拡大を図る必要があることから、農地集積等の促進により農業の持続的発展が図れるように中心経営体が自ら実施する畦畔除去による水田の区画拡大に対し、県の農地集約化基盤整備事業による補助金に町費を加算して補助するものであるとのことでした。

地域計画の実現に向けた実施の意向が示された水田に対し、現地確認により採択の可否判断を行い、補助額は県と町合わせて畦畔除去100メートル当たり45,000円、整地工10アール当たり37,500円とのことでした。

次に、排水施設整備工事と施設単価調査委託料の内容について質したところ、排水施設である太田原排水機場は、平成14年の供用開始から2台のポンプを商用電力にて稼働している。停電の際には非常用発電機で対応するが1台のポンプ稼働能力しかなく、排水機場の能力を100%発揮できない状況を改善するため、停電時に2台のポンプを同時稼働できる能力の非常用発電機の設置を行うものであるとのことでした。

委託料については、パッケージ式の非常用発電機の設置を予定しているが高額な機器となるため適正な発注用設計単価となるよう専門機関へ調査委託する費用であるとのことでした。

次に、上下水道課について報告いたします。

まず、岩下向橋架け替えに伴う配水管布設替工事について質したところ、現在、橋に添架してある水道管については、令和8年度に撤去し、新しい橋の架設状況に合わせて次年度以降に水道管を添架する計画であるとのことでした。また、水道管撤去期間中における周辺地域への給水の影響については、令和5年度に職員による水圧確認と水道管布設替工事を行うなどの必要な対策を講じているため、安定給水が図れるとのことでした。

次に、水道事業収益の対前年比減少の要因について質したところ、主な要因は給水収益の減少と他会計負担金の減少であるとのことでした。給水収益は令和7年度4月～10月の実績から平均値を算出し、令和6年度決算値をもとに給水人口の対前年比を算出し、1.1%の減で見込んでいるとのことでした。

次に、公共下水道事業の企業債の借入状況や今後の償還見込みについて質したところ、企業債は平成26年度に施設や管渠の工事は完了したものの、新たに、し尿等前処理施設の建設事業が加わったため、償還額の高止まりが続く見込みであるとのことでした。

借入利率は、上昇傾向にあり、低金利な融資機関からの借り入れを優先するが、借入先には、地方公共団体金融機構と、政府資金である財政融資資金及び民間資金があり、県による融資枠の割り振り等の制限があるため、一部は民間資金等を利用することになるとのことでした。

次に社会教育課について報告いたします。

まず、文化財発掘調査委託料の内容について質したところ、県営靱木ため池整備事業の周辺は、靱木池遺跡として認定されており、洪水吐の工事予定箇所を県が令和5年度に試掘調査をしたところ、縄文時代の土器片や集落跡が確認されたことから本調査が必要とされたとのことでした。

調査の範囲は約1,400㎡あり、期間を要するため民間業者に発掘調査を委託し、調査期間としては、約5か月を見込んでいたとのことでした。

次に、子育て講演会の内容について質したところ、子育て講演会は町内の保育所、認定こども園、各小中高校の保護者を対象に家庭教育力の向上を目的に開催しているとのことでした。例年、160名ほどの参加者になっており、アンケートなどを参考に講師を選定しているとのことでした。

次に、中央コミュニティセンター空調設備設置工事費2億円について質したところ、空調設備については、バドミントンやバレーボール等、競技に影響が出ないような空調設備として、輻射パネルを活用した冷暖房システムが候補の一つとして考えられるとのことでした。

次に、国スポ国富町実行委員会負担金5,300万円の内訳について質したところ、予算計上に当たっては、総会等に係る費用、先催県への調査や広報啓発に係る費用、リハーサル大会及び本大会の運営に係る費用を算出し計上している。国スポは、実行委員会を中心として運営していき、その中の最高決定機関である総会で予算を審議、承認いただき最終的に決定していくという流れになるため、現段階で何にいくら使われるかは未定であるとのことでした。

また、今後の広報啓発については、正式には実行委員会の総会での決定事項となるため、事務局としては、新たな活動として町民祭でスマートフェンシングや吹き矢の体験コーナーの設置、花リレーの参加やPRグッズの作成、小中高校生にも大会当日の動員をお願いし、大会を盛り上げていきたいと考えているとのことでした。

次に、農林振興課について報告いたします。

まず、優良牛保留奨励事業補助金340万円について質したところ、JAみやざき宮崎中央地区本部が主催する毎月の品評会において、増体能力や肉質に優れていると評価された優良素牛をセリ導入や自家保留した場合に品評会の成績に応じて助成金を交付する事業であるとのことでした。

次に、肥育技術研究会補助金25万7千円について質したところ、宮崎中央地区枝肉共励会における団体賞入賞を目標に出品牛の生体スキャンを実施し、肥育技術と肉質向上を図る研究活動や町内産牛肉の消費拡大活動として、Aコープ店頭や町民祭での町内産牛肉の試食宣伝販売を行っているとのことでした。

次に、地域農業未来創成協議会について質したところ、担い手の減少や高齢化が進む中で、農地の分散化による作業効率の低下や耕作放棄地の増加等諸課題に対応するため、農家や関係機関と連携して課題の整理、分析や、将来的な農作業受託体制の整備、具体的な農地の集積・集約化に向けた検討を行う会であるとのことでした。

次に、国富メンマの取組について質したところ、県の6次産業化補助金である「みやざきLFP強化支援事業補助金」を活用し、商工会製造業部会と共同で生産から製造までオール国富での商品化を目指し、試作品開発、モニター調査、統一ブランド作成を行ってきた。ブランド名を「メンマニア」と決定し、令和8年度の秋頃の商品化を予定しているとのことでした。

最後に、学校給食共同調理場について報告いたします。

まず、学校給食共同調理場の細菌検査手数料が減額された理由について質したところ、従来は食品検査の手数料年3回分の予算を付けていたが、実際の検査は年1回で十分であり、検査不良や病気発生時の予備費として残っていた予算を見直し削減したとのことでした。また、ノロなどの食中毒発生時は県の保健所が検査するため、町で予算を組む必要がないことも削減の理由とのことでした。

ノロウイルス検査の過去の実績については、体調不良の調理員には専用容器で検体を採取し、市内の業者に検査を依頼する。陽性の場合は体調が戻るまで休んでもらい、陰性確認後に職場復帰するとのことでした。仮に複数の調理員が同時に休んで給食が作れなくなった場合は、ご飯と牛乳は外部委託しているため届くので、おかずが作れない場合は、各学校に準備している非常食（温めなくても食べられるカレーなど）で1日対応する。それ以上長引く場合は弁当を持ってきてもらうか、給食ができないことを事前に通知するとのことでした。

次に、小学校給食費無償化に関連する補助金5,623万円の内訳について質したところ、給食費保護者負担軽減補助金4,793万3千円と給食費無償化分829万7千円の合計とのことでした。来年度の小学校給食費補助について、国からの補助額は小学生を対象に1人当たり5,200円を11か月分補助することに加え、実際に小学生に使う給食食材代が月額6,100円を見込んでおり、国の補助額を差し引いた900円に小学生数と11か月分をかけた額を、町が補助する内容となっているとのことでした。

以上、各課・所別の審査概要の主な事項について報告いたしました。

3月11日に討論、採決の結果、議案第3号「令和8年度国富町一般会計予算」のうち、文教産業常任委員会の所管部門、議案第4号「令和8年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計予算」、議案第8号「令和8年度国富町水道事業会計予算」及び議案第9号「令和8年度国富町下水道事業会計予算」については、それぞれ、原案のとおり、全会一致で可決すべき

ものと決しました。

最後に、本委員会の審査に当たり、ご協力いただきました関係各課の職員の皆様にお礼を申し上げます。

依然として厳しい財政状況にあることに変わりありませんが、町民福祉向上のため、最小の経費で最大の効果が挙がるよう、職員の皆さんの尚一層のご努力をお願い申し上げ、文教産業常任委員会の所管についての審査報告といたします。

【○議長（穂寄 満弘君）】 これから、委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 「質疑なし」と認めます。これから、討論を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 「討論なし」と認めます。これから、議案第3号から議案第9号までの7件について、それぞれ採決を行います。

お諮りします。議案第3号 令和8年度国富町一般会計予算についての委員長報告は、原案を「可決」とするものであります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。従いまして、議案第3号 令和8年度国富町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第4号 令和8年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計予算についての委員長報告は、原案を「可決」とするものであります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。従いまして、議案第4号 令和8年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第5号 令和8年度国富町国民健康保険事業特別会計予算についての委員長報告は、原案を「可決」とするものであります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。従いまして、議案第5号 令和8年度国富町国民健康保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第6号 令和8年度国富町後期高齢者医療特別会計予算についての委員長報告は、原案を「可決」とするものであります。委員長報告のとおり決定することに、

賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。従いまして、議案第6号 令和8年度国富町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第7号 令和8年度国富町介護保険特別会計予算についての委員長報告は、原案を「可決」とするものであります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。挙手全員と認めます。従いまして、議案第7号 令和8年度国富町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第8号 令和8年度国富町水道事業会計予算についての委員長報告は原案を「可決」とするものであります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。従いまして、議案第8号 令和8年度国富町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第9号 令和8年度国富町下水道事業会計予算についての委員長報告は、原案を「可決」とするものであります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。従いまして、議案第9号 令和8年度国富町下水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。次の開会を10時35分とします。

午前10時21分休憩

午前10時33分再開

【○議長（穂寄 満弘君）】 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第8. 議案第10号

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第8 議案第10号「国富町営住宅等整備基金条例の制定について」を議題とします。これから、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

【○議長（穂寄 満弘君）】 「質疑なし」と認めます。これから、討論を許します。

(「なし」の声あり)

【○議長(穂寄 満弘君)】 これから、議案第10号「国富町営住宅等整備基金条例の制定について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

【○議長(穂寄 満弘君)】 挙手全員と認めます。従いまして、議案第10号「国富町営住宅等整備基金条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第11号

【○議長(穂寄 満弘君)】 日程第9 議案第11号「国富町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。これから、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

【○議長(穂寄 満弘君)】 「質疑なし」と認めます。これから、討論を許します。

(「なし」の声あり)

【○議長(穂寄 満弘君)】 これから、議案第11号「国富町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

【○議長(穂寄 満弘君)】 挙手全員と認めます。従いまして、議案第11号「国富町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第12号

【○議長(穂寄 満弘君)】 日程第10 議案第12号「国富町運動公園、球技場及び運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。これから質疑を許します。

(「なし」の声あり)

【○議長(穂寄 満弘君)】 「質疑なし」と認めます。これから、討論を許します。

(「なし」の声あり)

【○議長(穂寄 満弘君)】 これから、議案第12号「国富町運動公園、球技場及び運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。従いまして、議案第12号「国富町運動公園、球技場及び運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第13号

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第11 議案第13号「国富町商工振興会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。これから、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 「質疑なし」と認めます。これから、討論を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 これから、議案第13号「国富町商工振興会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。従いまして、議案第13号「国富町商工振興会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第14号

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第12 議案第14号「国富町消防団条例の一部を改正する条例について」を議題とします。これから、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 「質疑なし」と認めます。これから、討論を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 これから、議案第14号「国富町消防団条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。従いまして、議案第14号「国富町消防団条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第15号

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第13 議案第15号「国富町総合福祉センターの指定管理者の指定について」を議題とします。これから、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 「質疑なし」と認めます。これから、討論を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 これから、議案第15号「国富町総合福祉センターの指定管理者の指定について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。従いまして、議案第15号「国富町総合福祉センターの指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第16号

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第14 議案第16号「国富町亀の甲集会施設の指定管理者の指定について」を議題とします。これから、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 「質疑なし」と認めます。これから、討論を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 これから、議案第16号「国富町亀の甲集会施設の指定管理者の指定について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。従いまして、議案第16号「国富町亀の甲集会施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第17号

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第15 議案第17号「国富町落花生加工施設の指定管理者の指定について」を議題とします。これから、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 「質疑なし」と認めます。これから、討論を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 これから、議案第17号「国富町落花生加工施設の指定管理者

の指定について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

【○議長(穂寄 満弘君)】 挙手全員と認めます。従いまして、議案第17号「国富町落花生加工施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第18号

【○議長(穂寄 満弘君)】 日程第16 議案第18号「国富町せんぎり大根集出荷貯蔵施設の指定管理者の指定について」を議題とします。これから、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

【○議長(穂寄 満弘君)】 「質疑なし」と認めます。これから、討論を許します。

(「なし」の声あり)

【○議長(穂寄 満弘君)】 これから、議案第18号「国富町せんぎり大根集出荷貯蔵施設の指定管理者の指定について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

【○議長(穂寄 満弘君)】 挙手全員と認めます。従いまして、議案第18号「国富町せんぎり大根集出荷貯蔵施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第19号

【○議長(穂寄 満弘君)】 日程第17 議案第19号「国富町スイートコーン集出荷施設の指定管理者の指定について」を議題とします。これから、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

【○議長(穂寄 満弘君)】 「質疑なし」と認めます。これから、討論を許します。

(「なし」の声あり)

【○議長(穂寄 満弘君)】 これから、議案第19号「国富町スイートコーン集出荷施設の指定管理者の指定について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

【○議長(穂寄 満弘君)】 挙手全員と認めます。従いまして、議案第19号「国富町スイートコーン集出荷施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 18. 議案第 20号

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第 18 議案第 20号「国富町ニラ集出荷施設の指定管理者の指定について」を議題とします。これから、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 「質疑なし」と認めます。これから、討論を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 これから、議案第 20号「国富町ニラ集出荷施設の指定管理者の指定について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。従いまして、議案第 20号「国富町ニラ集出荷施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 19. 議案第 21号

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第 19 議案第 21号「国富町花き冷蔵施設の指定管理者の指定について」を議題とします。これから、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 「質疑なし」と認めます。これから、討論を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 これから、議案第 21号「国富町花き冷蔵施設の指定管理者の指定について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。従いまして、議案第 21号「国富町花き冷蔵施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 20. 議案第 22号

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第 20 議案第 22号「国富町商工振興会館の指定管理者の指定について」を議題とします。これから、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 「質疑なし」と認めます。これから、討論を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 これから、議案第22号「国富町商工振興会館の指定管理者の指定について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。従いまして、議案第22号「国富町商工振興会館の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第21．議案第23号

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第21 議案第23号「財産の処分 宮崎西警察署（仮称）庁舎建設事業に係る土地売却について」を議題とします。これから、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 「質疑なし」と認めます。これから、討論を許します。まず、原案に反対者の発言を許します。

【○議員（2番 郡 一覚君）】 議長。

【○議長（穂寄 満弘君）】 郡議員。

【○議員（2番 郡 一覚君）】 議案第23号財産の処分「宮崎西警察署（仮称）庁舎建設事業に係る土地売却」について、私は本議案に反対の立場で討論を行います。

まず申し上げておきたいのは、私は警察署が本町へ移転してくること自体に反対するものではありません。むしろ、防犯体制の強化や行政サービスの利便性向上の観点から警察機能が身近にあることは地域にとって一定の意義があるものと考えております。

しかしながら、今回議案として示されている建設場所が国富町運動公園西側であることについては、慎重な検討が必要ではないかと考えます。

まず1つ目は、公共空間としての運動公園の価値であります。運動公園は、子どもたちの遊び場であると同時に高齢者の健康づくりや町民の憩いの場として長年親しまれてきた場所であります。都市計画の観点から見ても、こうした公共空間は一度失えば容易に取り戻すことができません。警察署という重要施設の整備と引き換えに町民の共有財産とも言える公園機能を大きく失うことは、本町のまちづくりにとって本当に適切な選択なのか、改めて考える必要があるのではないのでしょうか。

2つ目は、住宅密集地域への影響であります。警察署という施設は、昼夜を問わず緊急出動が発生する施設であります。パトカーや緊急車両のサイレン音は、当然ながら周辺住民の生活環境に一定の影響を与えることが想定されます。特に夜間の出動時には、静かな住宅地において生活環境への影響が懸念されるとの声も聞かれております。こうした施設は、一般

的には住宅密集地よりも、ある程度の緩衝空間を確保できる立地が望ましいと考えられます。

3つ目は、交通環境への影響であります。予定地は県道沿いに位置しており、すでに通勤時間帯などには交通量が多い路線であります。そこに警察署が設置されれば、来庁車両や警察車両の出入りが増えることにより、交通の流れに影響を与える可能性も考えられます。特に緊急車両の出動時には、安全確保のための交通処理など新たな交通課題が生じる可能性も否定できません。

このように、今回の計画には公園機能の喪失、生活環境への影響、交通問題など複合的な課題が存在していると考えます。

繰り返しになりますが、私は警察署が本町へ来ること自体を否定するものではありません。しかしながら、町の将来に大きな影響を与える施設であるからこそ、立地についてはより広い視点から検討する余地があったのではないかという思いを持つものであります。

警察署の設置という大きな事業が本町にとって真に歓迎される形となるためにも、場所の選定についてはより慎重な議論が必要であったと考え、本議案には賛成できないことを申し上げ反対討論といたします。

【○議長（穂寄 満弘君）】 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 次に、原案に反対者の発言を許します。

【○議員（5番 中村 繁樹君）】 議長。

【○議長（穂寄 満弘君）】 中村議員。

【○議員（5番 中村 繁樹君）】 議案第23号財産の処分「宮崎西警察署（仮称）庁舎建設事業に係る土地売却」につきまして、私は本議案に反対の立場で討論を行います。

まず、警察署移転計画についての経緯を整理いたします。

宮崎県警察本部は、高岡町に所在する老朽化した高岡警察署を移転させる計画の一環として、国富町運動公園西側に新たな庁舎を建設する構想を示してきました。県警の基本構想は2025年9月末に町のホームページでも公表され、その後、駐車場関係の再整備計画案が住民向けに紹介されています。

今回の移転は、総事業費およそ66億円規模と報じられており、町の重要な公共用地を警察用地として提供するものであります。

私は、治安や安全の向上はもちろん地域にとって大切な課題であり、警察機能の強化には一定の理解を示すものです。しかしながら、今回の計画に対し、運動公園西側の土地売買がこの3月議会で決議されるとの報道を受けて、周辺住民からは根強い懸念の声が寄せられています。「町の一番大事な公園を売却してまで警察署移転はどうなのか」との声や公園の

遊具や幼児用プール、駐車場機能の大部分を喪失する事への不安が広く存在しているとの意見もあります。これらの意見は決して一部の声ではなく、地域のライフスタイルに直結する問題として多くの町民が感じているものであります。

特に懸念すべきは、住民アンケート等を通じた広域な意見集約が行われていないまま、売買議案が採決に付されようとしている点であります。説明会等による周知や情報提供は一定行われておりますが、それが「納得感」や「理解」に繋がっているのか、真に住民一人ひとりの声を丁寧に拾い上げ、活かしているのかという点は、まだ十分なプロセスが担保されているとは言い難い状況であります。

公有地の売却や用途変更は、将来の町の在り方、子どもたちの遊び場、地域住民の余暇空間に直接影響を与えます。これらは単なる行政手続きではなく、町民生活の質に関わる極めて重要な課題であります。

私は町民の代表として、このような住民感情や懸念を無視したまま決議を行うべきではないと考えます。こうした住民の声を丁寧に聞き、アンケートやパブリックコメント等の十分な意見集約の機会を設けることこそが、民主的プロセスの基本であると考えます。

もちろん、「安全・安心のまちづくり」は大切な視点です。仮に今後、宮崎西警察署が移転し、国富町の治安や防犯機能が飛躍的に高まることで、今回の反対意見が結果として、町の将来にとって最善の結果となる可能性もあります。私はそのような明るい未来が実現し、結果として自らの反対意見が誤りであったと恥ずかしく思う日が来ることを心から祈念しております。

しかしながら、それはあくまで将来の結果であり、現在進行中の手続きとしては、住民の声をより丁寧に聴取し、十分な情報共有と議論を行うべき段階にあると判断いたします。こうした立場から、本議案に反対するものであります。

【○議長（穂寄 満弘君）】 ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 これにて、討論を終結します。

【○議長（穂寄 満弘君）】 これから、議案第23号「財産の処分 宮崎西警察署（仮称）庁舎建設事業に係る土地売却について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）（郡議員、石山議員、中村議員挙手なし）

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手多数と認めます。従いまして、議案第23号「財産の処分 宮崎西警察署（仮称）庁舎建設事業に係る土地売却について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 2. 議案第 2 5 号

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第 2 2 議案第 2 5 号「令和 7 年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題とします。これから、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 「質疑なし」と認めます。これから、討論を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 これから、議案第 2 5 号「令和 7 年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計補正予算（第 2 号）」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。従いまして、議案第 2 5 号「令和 7 年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 3. 議案第 2 6 号

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第 2 3 議案第 2 6 号「令和 7 年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題とします。これから、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 「質疑なし」と認めます。これから、討論を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 これから、議案第 2 6 号「令和 7 年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。従いまして議案第 2 6 号「令和 7 年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 4. 議案第 2 7 号

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第 2 4 議案第 2 7 号「令和 7 年度国富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題とします。これから、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 「質疑なし」と認めます。これから、討論を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 これから、議案第27号「令和7年度国富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。従いまして議案第27号「令和7年度国富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第25. 議案第28号

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第25 議案第28号「令和7年度国富町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。これから、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 「質疑なし」と認めます。これから、討論を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 これから、議案第28号「令和7年度国富町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。従いまして議案第28号「令和7年度国富町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第26. 同意第1号

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第26 同意第1号「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。これから、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 「質疑なし」と認めます。これから、討論を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 これから、同意第1号「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」の採決を行います。本案は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。従いまして同意第1号「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、これに同意することに決定しました。

日程第27. 諮問第1号

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第27 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。これから、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 「質疑なし」と認めます。これから、討論を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 ここで、暫時休憩します。

午前11時09分休憩

（事務局長が答申書（案）を、議員に配付）

午前11時10分再開

【○議長（穂寄 満弘君）】 休憩を閉じ、再開いたします。

【○議長（穂寄 満弘君）】 お諮りします。本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 異議なしと認めます。従いまして、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」は、お手元にお配りしました意見のとおり、答申をすることに決定しました。

日程第28. 発議第1号

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第28 発議第1号「中山間地域再生を国家プロジェクトとして求める意見書」を議題とします。総務厚生常任委員会の審査報告を求めます。

「総務厚生常任委員会委員長 中村繁樹君」

【○総務厚生常任委員会委員長（5番 中村 繁樹君）】 ただいま議題となりました発議第1号「中山間地域再生を国家プロジェクトとして求める意見書」についての審査経過と結果をご報告いたします。

本発議につきましては、3月2日の総務厚生常任委員会におきまして、慎重に審査を行いました。本発議の要旨は、我が国の食料安全保障や水源涵養を担う中山間地域において、想像を絶するスピードで少子高齢化・人口減少が進行している現状に鑑み、国の責任において

強力な再生策を求めるものであります。

審査に当たりましては、中山間地域の急速な衰退が国全体の存立に関わる重大な懸念であることや若者の定住を阻む生活基盤の課題、さらには外資による土地取得が国土保全に及ぼす影響などを慎重に審議いたしました。

その結果、中山間地域の再生はもはや一地方の課題にとどまらず、我が国の存立基盤を守るための国家的命題であるとの認識で一致し、本意見書を国に提出することは極めて重要であるとの結論に達しました。

このような観点から、発議第1号「中山間地域再生を国家プロジェクトとして求める意見書」については、採決の結果、「賛成全員」で「原案可決」とされました。

以上、報告いたします。

【○議長（穂寄 満弘君）】 これから、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 「質疑なし」と認めます。これから、討論を許します。まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【○議員（7番 山内 千秋君）】 議長。

【○議長（穂寄 満弘君）】 山内議員。

【○議員（7番 山内 千秋君）】 私は、本意見書に賛成の立場から討論いたします。現在、中山間地域では、若者の減少に伴う急速な少子化が進み、地域の将来が揺らいでおります。私自身もこの地域に暮らす一人として、日々その深刻さを実感しているところであります。中山間地域は、農業を支える生産基盤としての役割に加え、生活と産業を支える水源を守る重要な地域でもあります。この地域が衰退すれば、地方だけの問題にとどまらず、国全体の安定に影響を及ぼす重大な課題となります。

さらに、地域が弱体化すれば、水源を含む土地・建物が外資に取得されるおそれも現実味を帯びております。既に近隣では大規模な山林が外国資本に取得された例もあり、私たちの地域でも同様の事態が起こり得ることを強く懸念しております。発議者が指摘されたこの点について、私も全く同じ危機感を共有するものであります。

中山間地域の再生は、国が責任を持って進めるべき「国家プロジェクト」として位置づける必要があります。若者の移住定住・住宅・子育て支援など生活基盤を支える施策を国に強く求める本意見書は、地域の未来を守るためにも賛同するものであります。

以上、私の賛成討論といたします。

【○議長（穂寄 満弘君）】 ほかに討論は、ありませんか。

【○議員（6番 日高 英敏君）】 議長。

【○議長（穂寄 満弘君）】 日高議員。

【○議員（6番 日高 英敏君）】 発議第1号「中山間地域の再生を国家プロジェクトとして推進することを求める意見書」に対し、賛成の立場で討論を行います。

我が国の中山間地域は、国土の約7割を占め、農業生産を支える重要なエリアであります。豊かな水源を守り、多面的機能を発揮し、国民の生命と財産を守る重要な役割を担っています。

しかしながら、本町を含む多くの中山間地域では、少子高齢化による人口減少が加速し、さらに若者の流出が止まらず、このままでは地域の担い手が失われ、地域の生活基盤そのものが維持できなくなる深刻な局面を迎えています。

耕作放棄地の増大は、単なる産業の衰退に留まらず、鳥獣被害の深刻化や防災機能の低下を招き、ひいては我が国、全体の国土保全機能の崩壊に直結する事態となっています。

もはや、地方自治体の自助努力のみで、この危機を乗り越えることは困難であると思われ、食料安全保障や環境保全の観点からも国の責任において強力な施策を講じるべきであります。

地域の創意工夫により、若者の移住・定住や産業・福祉・教育を横断的に支援する柔軟で大規模な財源を確保することを強く要望します。

「先祖代々から引き継いだ、田畑を自分の代で終わらせたくない。」、「スマート農業に移行していきたいが、初期投資と維持管理費が高額過ぎる。」「猪や鹿の被害が常態化し、もう農業を続けられない。」などの、地域の切実な声を届け、「中山間地域を救うことは、日本を救うことである」。地域の未来を守るために、中山間地域の再生を最優先の国家プロジェクトとして推進することを求める本意見書に対し、議員の皆さまのご賛同を強くお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

【○議長（穂寄 満弘君）】 ほかに討論は、ありませんか。これにて、討論を終結します。

【○議長（穂寄 満弘君）】 これから、発議第1号「中山間地域再生を国家プロジェクトとして求める意見書」の採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長報告は、原案を「可決」するものであります。発議第1号「中山間地域再生を国家プロジェクトとして求める意見書」について、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。従いまして、発議第1号「中山間地域再生を国家プロジェクトとして求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

日程第 29. 議案第 29 号

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第 29 議案第 29 号「工事請負契約（令和 7 年度旧中央体育館解体工事の締結）について」を議題とします。提案理由の説明を求めます

【○町長（日高 利夫君）】 議長。

【○議長（穂寄 満弘君）】 町長。

【○町長（日高 利夫君）】 それでは、ただいま議題となりました議案第 29 号「工事請負契約（令和 7 年度旧中央体育館解体工事の締結）について」は、町内 6 社を指名し、競争入札をしました結果、消費税込みの 9,955 万円で株式会社藤元建設が落札いたしました。

従いまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものであります。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【○議長（穂寄 満弘君）】 これから、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 「質疑なし」と認めます。これから、討論を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 これから、議案第 29 号「工事請負契約（令和 7 年度旧中央体育館解体工事の締結）について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。従いまして議案第 29 号「工事請負契約（令和 7 年度旧中央体育館解体工事の締結）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 30. 発議第 2 号

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第 30 発議第 2 号「国富町議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

【○議長（穂寄 満弘君）】 議会運営委員会委員長 谷口 勝君。

【○議会運営委員会委員長（11 番 谷口 勝君）】 ただいま議題となりました、発議第 2 号「国富町議会会議規則の一部を改正する規則について」ご説明をいたします。

本案につきましては、「標準」町村議会会議規則の一部改正に伴い、議会手続きのオンライン化及び電磁的記録による文書管理を可能とする見直し等を行うため、規則の一部を改正するものであります。

改正の主な内容としましては、文書でやりとりしていたものをメールや電子データ等で通

知・保存できるよう見直すとともに、議場へのパソコン・タブレット等の持込を可能とするものであります。また、会議時間の変更に関する規定の明確化や、議場への携帯品について、つえや写真機・録音機の類を禁止品から削除し、病気・障がい等による必要な携帯品については許可制から届出制に改めるものであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【○議長（穂寄 満弘君）】 これから、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 「質疑なし」と認めます。これから、討論を許します。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 これから、発議第2号「国富町議会会議規則の一部を改正する規則について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

【○議長（穂寄 満弘君）】 挙手全員と認めます。従いまして、発議第2号「国富町議会会議規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 1. 議員派遣の件

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第3 1「議員派遣の件について」を議題とします。お諮りします。議員派遣については、国富町議会会議規則第1 2 4条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思っております。なお、計画の一部変更などについては、議長に委任を願いたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

【○議長（穂寄 満弘君）】 「異議なし」と認めます。従いまして、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに、決定しました。

日程第3 2. 総務厚生常任委員会 閉会中の継続審査及び調査の申し出

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第3 2「総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について」は、会議規則第7 1条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、委員長から申し出がありましたので、お諮りします。申し出のありました、総合開発計画、スマートインターチェンジ周辺施設整備、商工業活性化及び誘致企業対策、防災対策、感染症対策、交通安全対策、防犯対策、地域公共交通対策、地方創生と人口減少対策、地球温暖化対策、法華嶽公園の管理・運営、国保事業、保健事業、後期高齢者医療事業、福祉事業及び廃棄物処理事業関係等、所管事務に関する事項につき、閉会中の継続審査及び調査とすることに、

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

【○議長（穂寄 満弘君）】 「異議なし」と認めます。従いまして、総務厚生常任委員会委員長の申し出は、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

日程第33. 文教産業常任委員会 閉会中の継続審査及び調査の申し出

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第33「文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について」は、会議規則第71条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、委員長から申し出がありましたので、お諮りします。申し出のありました、教育環境施設事業、口蹄疫対策、降灰対策、高病原性鳥インフルエンザ対策、地球温暖化対策、農畜産物の生産・販路、農家の経営状況、森林・林業・木材産業施策の推進、綾川雑用水管理事業、公共施設等の耐震補強工事を含む改築工事、公共事業の推進、スマートインターチェンジ周辺整備促進及び上下水道事業等、所管事務に関する事項につき、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

【○議長（穂寄 満弘君）】 「異議なし」と認めます。従いまして、文教産業常任委員会委員長の申し出は、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

日程第34. 議会運営委員会 閉会中の継続審査及び調査の申し出

【○議長（穂寄 満弘君）】 日程第33「議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について」は、会議規則第71条の規定によりまして、お手元に配付をいたしました申出書のとおり、委員長から申し出がありましたので、お諮りします。申し出のありました議会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項並びに議会活性化（議員報酬・議会基本条例・デジタル化の推進等）に関する事項につき、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

【○議長（穂寄 満弘君）】 「異議なし」と認めます。従いまして、議会運営委員会委員長の申し出は、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

【○議長（穂寄 満弘君）】 以上をもって、本日の日程は、全て終了しました。

よって、令和8年 国富町議会第1回定例会を閉会します。お疲れ様でした。

午前11時33分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年3月17日

議 長 穂 寄 満 弘

署名議員 中 村 繁 樹

署名議員 山 内 千 秋